

令和9年度あやせ市民芸術鑑賞事業 募集規定

1 開催期間	令和9年度あやせ市民芸術鑑賞事業開催期間一覧で指定した期間 午前9時～午後4時30分(初日は午後1時から、最終日は午後3時まで)
2 会場	市役所7階市民展示ホール
3 内容	文化芸術作品の展覧会を開催し、市民に芸術鑑賞の機会を提供します。
4 資格	・市内で文化芸術活動を行っている団体 ・出品者6人以上を確保可能な団体
5 作品	文化芸術活動により制作された、公共の場にふさわしい展示物であれば、平面・立体は問いません。会場を満たすことのできる作品数・サイズにしてください。
6 募集期間	令和8年7月1日(水)～7月31日(金)午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く) ※電子申請は上記期間内であれば24時間可能です(最終日は午後5時まで)
7 申込方法	【出品申込書の場合】 必要事項を記入のうえ、次の書類を生涯学習課まで持参・メール・FAXのいずれかにより提出ください。メール・FAXの場合、受領後、担当の方にご連絡をいたします。 ・あやせ市民芸術鑑賞事業出品申込書 ・団体名簿 【電子申請の場合】 ○スマートフォンの方はこちらの二次元コードからアクセスし、お申し込みください。  ○パソコンから申請される場合は、下記URLから直接アクセスし、お申し込みください。 https://logoform.jp/f/rZVGb
8 抽選会	同一の開催期間に複数の団体が申込んだ場合は、応募団体による抽選で出品団体を決定します。なお、抽選会は抽選になった団体のみで行い、抽選会を開催する場合は参加する各団体に通知します。 抽選会: 令和8年8月10日(月) 午後1時～ 市役所5階 J5-2会議室
9 決定	申込み後、決定通知の送付をもって決定いたします。 ※電子申請のお申込みの場合は、メールにて決定通知を送付いたします。
10 随時募集	出品団体が決定しなかった開催期間については、各搬入日の2か月前まで、随時申込みを受け付けます。
11 作品管理	作品の管理は、出品団体の責任において管理し、破損等の損害については、その責を負いません。(心配な場合は各自で保険に加入してください)
12 展覧会の運営	<u>展覧会の運営に係る以下の①～⑤の内容について、出品団体が行うことを御承諾いただいた上で、参加のお申込みをお願いいたします。</u> ① 作品の搬入出及び展示・撤去 ② 会場の設営及び終了後の片付け(可動パネルとスポットライトの設置・片付けを含む) ③ 土・日の開催時の会場の開錠・点灯及び施錠・消灯 ④ 展覧会中の受付及び質問等への対応(常時2名以上を必要とします) ⑤ 実施報告書の提出
13 事業周知	・事業周知のため、会場の様子や作品の撮影を行い、市広報及びホームページ等において使用させていただく場合がございますので御承ください。 ・庁舎内看板は生涯学習課で作成します。<u>この他に団体独自の周知活動(チラシ・案内状・看板等)を行う場合は、内容等を必ず生涯学習課と協議し実施してください。</u>

申込み・問合せは、綾瀬市市民環境部生涯学習課生涯学習担当
 電話：0467-70-5670 FAX：0467-70-5703
 メール：wm.705670@city.ayase.kanagawa.jp